

令和3年度青森市地域密着型サービス事業者公募要項（案）

令和3年5月

青森市福祉部介護保険課

1 公募の概要

青森市では、「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第8期計画（令和3～5年度）」（以下「第8期計画」という。）に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を進めています。

本公募は、整備予定の地域密着型サービスについて第8期計画に基づき、指定予定事業者を選定するために行うものです。

2 公募する地域密着型サービス

令和3年度に公募する地域密着型サービスの種類は、次のとおりです。

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

ア 整備数 : 2施設

イ 公募圏域 : 5圏域及び6圏域を除く圏域

(1圏域～4圏域、7圏域～11圏域)

(2) 認知症対応型共同生活介護（2ユニット）

ア 整備数 : 1施設

イ 公募圏域 : 5圏域及び6圏域を除く圏域

(1圏域～4圏域、7圏域～11圏域)

(3) 地域密着型特定施設入居者生活介護

ア 整備数 : 1施設

イ 公募圏域 : 6圏域を除く圏域

(1圏域～5圏域、7圏域～11圏域)

(4) 小規模多機能型居宅介護

ア 整備数 : 1事業所

イ 公募圏域 : 7圏域を除く圏域

(1圏域～6圏域、8圏域～11圏域)

(5) 看護小規模多機能型居宅介護

ア 整備数 : 1事業所

イ 公募圏域 : 5圏域を除く圏域

(1圏域～4圏域、6圏域～11圏域)

(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ア 整備数 : 1事業所

イ 公募圏域 : 3圏域及び8圏域を除く圏域

(1圏域、2圏域、4圏域～7圏域、9圏域～11圏域)

3 留意事項

(1) 小規模多機能型居宅介護事業所の整備方針

小規模多機能型居宅介護については、昨年度までに選定された事業者により整備済み又は整備予定の事業所を含め、1つの圏域に2事業所まで整備することができるよう指定予定事業者を選定します。

この場合、同圏域での2件目の事業所は、既に整備済みの事業所や整備予定の事業所から一定の距離（直線距離で1 km以上）を置くものとしますので、別紙2「小規模多機能型居宅介護事業所一覧」に記載している整備済み又は整備予定の事業所と同一の圏域に応募する場合は、これらの事業所の場所との距離を確認した上で応募してください。

(2) その他

- ア 同一法人が、複数のサービスや同一のサービスで複数の圏域に応募することも可能です。
- イ 1つの応募申込書を用いて、複数のサービスや複数の圏域に応募することはできません。
- ウ 圏域は、施設や事業所を整備する住所が属する日常生活圏域であり、別紙1-1「日常生活圏域所在地別一覧表」、別紙1-2「日常生活圏域所在地（圏域別）一覧表」をご覧ください。

4 施設整備等に係る補助金について

指定予定事業者の施設整備等に係る経費については、県の地域医療介護総合確保基金を活用し、市が補助金を交付する予定ですが、現時点では補助制度の詳細が確定していないため、選定をもって補助金の交付を保証するものではありません。

事業が不採択となった場合や整備予定年度（令和4年度）内に整備が完了しない場合には、補助金を交付できない場合があります。

【参考：令和2年度】

(1) 施設整備費補助（建物整備に対する補助金）

- ア 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 140,313 千円以内
- イ 認知症対応型共同生活介護 33,600 千円以内
- ウ 小規模多機能型居宅介護 33,600 千円以内
- エ 看護小規模多機能型居宅介護 33,600 千円以内
- オ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 5,940 千円以内

(2) 施設開設準備経費補助（開設に必要な備品等の補助）

- ア 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 24,331 千円以内
- イ 認知症対応型共同生活介護 15,102 千円以内
- ウ 小規模多機能型居宅介護 7,551 千円以内
- エ 看護小規模多機能型居宅介護 7,551 千円以内
- オ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 14,000 千円以内

5 公募スケジュール

(1) 公募の告知

令和3年6月1日号「広報あおもり」に掲載

令和3年6月1日（火）から「青森市ホームページ」に掲載

(2) 公募要項

ア 配布期間 : 令和3年6月1日(火)～令和3年8月31日(火)

(ただし、土・日・祝日を除く午前8時30分～午後6時)

イ 配布等 : 市のホームページに掲載しますので、必要に応じてダウンロードしてください。

青森市介護保険課事業者チームにおいても配布します。

(青森市新町1丁目3番7号 駅前庁舎1階窓口番号20)

(3) 公募説明会

ア 日時 : 令和3年6月11日(金) 15:00～16:30

イ 場所 : 駅前庁舎4階 福祉部会議室

(4) 応募に関する質問

ア 受付期間 : 令和3年6月14日(月)～令和3年6月25日(金)午後6時締切

※受付期間終了後の質問にはお答えできませんので、ご注意ください。

イ 質問方法 : 青森市介護保険課事業者チームまで、質問票(様式16)をFAX又は電子メールで提出してください。

※電話や口頭での質問は受け付けません。

ウ 回答方法 : FAX又は電子メールで回答するとともに、必要に応じて市のホームページに掲載します。

(5) 応募書類の受付

ア 受付期間 : 令和3年8月18日(水)～令和3年8月31日(火)

(ただし、土・日を除く午前8時30分～午後6時)

※厳守のこと

イ 受付方法 : 青森市介護保険課事業者チームに持参してください。

※応募書類は、郵便等での受付はいたしません。

ウ 提出物 : 応募書類一式を正本・副本各1部(副本はコピー可)

応募書類のうち様式1～様式15はExcelデータ[xlsx形式で]でも提出してください(Excelデータは印影不要)。

(データの提出はCD-R(W)とし、返却しません。)

※記載様式は、市のホームページからダウンロードしてください。

(6) 選考等日程

ア 一次審査(書類審査、二次審査事業者選考) : 令和3年10月(予定)

イ 二次審査(業務提案、質疑応答、指定予定事業者選考) : 令和3年11月(予定)

ウ 選定結果通知 : 令和3年11月(予定)

6 応募要件

- (1) 「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」への応募者は、青森市内に事務所を置く社会福祉法人（応募時において、社会福祉法人の設立認可に係る基本条件を確実に満たすことが見込まれる者を含む。）であること。
- (2) 「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」以外への応募者は、青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第3条のとおりであり、青森市内に本社又は支店、営業所等を有していること。
- (3) 整備及び事業の運営を直接行う事業者であること。
- (4) 社会福祉法人においては、応募申請について理事会で承認されていること。
- (5) 応募に当たっては、指定や事業運営に必要な介護保険法、建築基準法、消防法、農地法等の関係法令を遵守する見込みであること。（※特に、農業振興地区等においては、整備年度内に開発行為を行うことができない場合がありますので、事前に担当部局にご確認ください。）
- (6) 土地、建物については、事業を実施する事業者の所有であることが望ましいが、取得等が見込まれる場合も可とする。建て貸しは不可とするが、土地については、事業開始後少なくとも30年間以上の賃貸借契約が締結され、地上権又は賃借権を設定し登記する場合に限り可とする。（申請書類の様式14、様式15にて売買（賃貸）にかかる誓約書を提出すること。）
なお、自己所有及び賃貸に関わらず、登記簿等において事業に供する目的以外に建物存続の支障となりえるような権利義務関係がないこと。
- (7) 令和4年度中に施設等の整備が完了し、令和5年度中までにサービスの提供が見込めること。
- (8) 市街化調整区域に施設の新設等を計画する場合は、青森市都市整備部との開発協議を事前に行うなど、実現可能な応募申請書として提出すること。
- (9) 介護保険法第78条の2第4項（指定地域密着型サービス事業者の指定に係る欠格事項）、介護保険法第115条の1第2項（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る欠格事項）の規定に抵触しないこと。
- (10) 応募の日から起算して過去5年以内に、法令等に基づく改善命令、効力停止及び指定取消しの処分を受けていないこと。
- (11) 市税・法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (12) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、青森市から指名停止措置を受けていないこと。
- (13) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと（青森市の取消しに限定しない）。
- (14) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていないものであること。
- (15) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成

員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。

7 応募書類

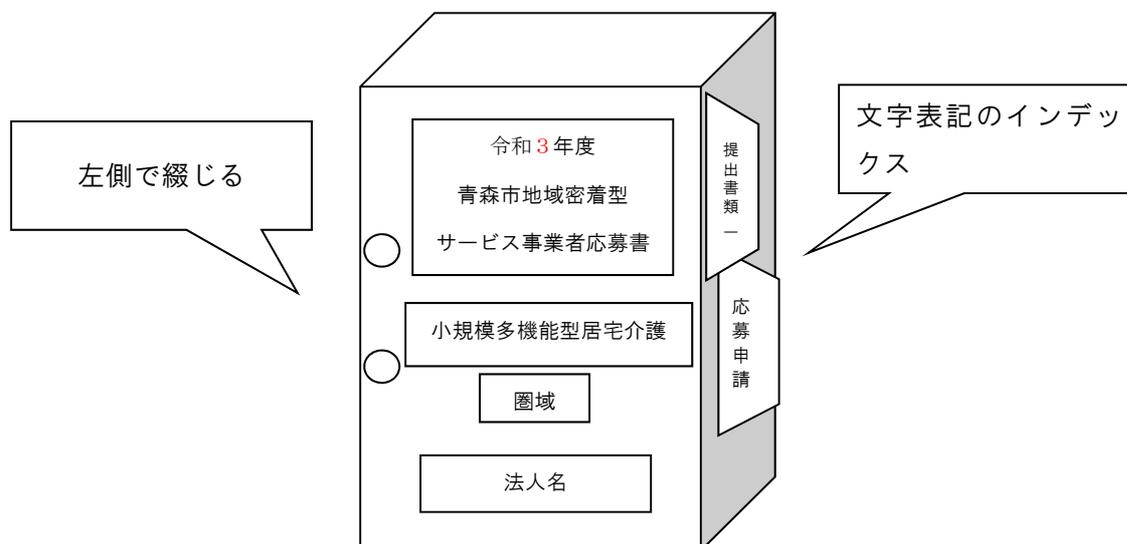
応募者は、次により応募書類を提出してください。

なお、提出書類は、理由の如何を問わず返却いたしませんので、予めご了承ください。

提出書類は、次の体裁で整えてください。

- ア 書類は、様式1「応募申請に関する提出書類一覧」の順に並べてください。
- イ 提出書類ごとに文字表記のインデックスを付けてください。
- ウ 書類はA4サイズを基本とします。ただし、平面図等でA3サイズとなる場合は、A4サイズに合わせて折り畳んでください。

(提出例)



8 地域密着型サービス事業者の審査・選定方法

(1) 審査及び選考基準

- ア 審査は、一次審査及び二次審査とし、二次審査に基づき指定予定事業者を選考します。
- イ 審査及び選考は、「青森市地域密着型サービス等運営審議会」が行います。
- ウ 一次審査の選考基準は、別紙3「青森市地域密着型サービス事業者一次審査選考基準」のとおりとします。
- エ 一次審査の結果は、一次審査後、全応募者に文書で通知します。

オ 「青森県介護サービス事業所認証評価制度」により適正な事業運営及び職員処遇等に取り組む介護サービス事業所として青森県が認証した事業者については、二次審査において、これを評価の参考の1つとします。

(2) 事業者の選定及び通知

ア 指定予定事業者の選定は、同審議会の選考結果に基づき市長が行います。

イ 選定結果は、二次審査の対象となった応募者に対し文書で通知します。また、市のホームページで公表します。

(3) その他

二次審査の選考後に辞退があった場合は、次点の事業者等を新たに選考し選定することがあります。

9 補助金交付決定及び事業者指定について

(1) 施設整備費補助金及び施設開設準備経費補助金の交付申請の受理及び交付決定は、令和4年度を予定しています。

(2) 介護保険法に基づく指定は、令和5年度までに行う予定です。

(3) 選定後の権利譲渡は、認めません。

(4) 指定申請時において指定基準を満たしていない場合や、指定申請内容が応募内容と異なり審査結果が大きく変わると思われる場合、応募内容が虚偽である場合には指定しません。

10 その他応募に関する留意事項

(1) 基準の遵守

応募者は、本要項に記載した諸条件のほか、各種法令等を遵守してください。

応募する前に「青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第10号）」、「青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年条例第11号）」を精読し、内容等を十分確認してください。

(2) 申請に対する費用負担

応募にかかる費用は、応募者の負担とします。

(3) 提出資料の変更の禁止

受理した書類については、軽微な修正を除き、内容の変更は認めません。

(4) 虚偽の記載をした場合

ア 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

イ 指定予定事業者に選定された後においては、原則として、応募時の内容を変更することは認められません。

(5) 追加資料の提出等

提出された応募申請書の内容について確認が必要とされた場合、追加資料の提出を求め

たり、聞き取りなどを行う場合があります。

(6) 提出書類の取扱い

ア 受理した書類は、理由の如何に関わらず返却はいたしません。

イ 提出された書類は地域密着型サービス事業者の審査及び選定以外の目的には使用いたしません。ただし、青森市情報公開条例第7条の定めにより、不開示情報（個人情報や法人等の利益を害する恐れがある情報）を除き、開示の対象となります。

(7) 個別相談等に係る問合せの禁止

公募の公平性を期するため、応募に係る個別の相談等に係る問合せの受付はいたしません。

(8) 応募辞退について

ア 応募受付後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出していただきます。

イ 指定予定事業者に選定された通知を受け取った後に辞退した場合は、補助金が不交付となったことによる辞退を除き、当該事業者に係る全ての選考及び選定を無効とするとともに、令和4年度に実施する予定の青森市地域密着型サービス事業者の公募に応募することはできません。

(9) 施設等整備完了及びサービス提供時期の遅延について

自然災害その他事業者の責めに帰することができない理由により、施設等の整備の完了及びサービスの提供時期が遅延することが予想される場合は、本市と協議の上、施設等の整備の完了及びサービスの提供時期の変更が認められる場合があります。

(10) 要項及び様式について

「令和3年度青森市地域密着型サービス事業者 公募要項」及び関係記載様式については、市のホームページに掲載します。

(11) 運営評価について

選定された事業者については、事業開始後に、青森市地域密着型サービス等運営審議会において、運営状況について評価をする予定です。

1.1 問合せ先

担 当	青森市福祉部 介護保険課 事業者チーム【担当】田澤
住 所	〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号
電 話 番 号	017-734-5257（直通）
F A X 番 号	017-734-5355
E メ ー ル	kaigo-hoken@city.aomori.aomori.jp